記入例

令和8年1月1日に今治市内に住所があり、令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）に所得があった方は、市民税・県民税の申告書を提出してください。（**税務署に所得税の確定申告書を提出された方等は除きます。**）

＜お願い＞ 前年中に収入が無い方や市民税・県民税が非課税の方は、申告の必要はありませんが、国民健康保険や介護保険に加入している方、児童扶養手当を受給している方、公営住宅・教育関係の制度などにおいて、所得（課税）証明書が必要な方などは、市民税・県民税の申告が必要となりますので、期限内に申告してください。

＜お知らせ＞ eL-TAXを通じて市民税・県民税の申告ができますので、ご利用ください。
（令和8年1月以降に申告システムが稼働予定です。）

			控除額等
⑬	社会保険料控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療の保険料、社会保険料、任意継続保険料、雇用保険料などがある場合。 ※配偶者やその他の親族の年金から天引きされた介護保険料や後期高齢者医療の保険料、給与から天引きされた社会保険料をあなたの社会保険料として控除することはできません。	支払った金額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合	支払った金額
⑮	生命保険料控除	あなたが前年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除：旧生命保険料の計／旧個人年金保険料の計 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除：新生命保険料の計／新個人年金保険料の計／介護医療保険料の計 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除は次のいずれかを選択できます。 1. 新契約のみを適用する 2. 旧契約のみを適用する 3. 新契約と旧契約の両方を適用する ※ 3を選択した場合の上限は28,000円	
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋、家財を保険の目的とした地震保険料、又は平成18年12月31日までに締結し平成19年1月1日以後に契約等の変更をしていない長期損害保険契約（旧長期損害保険料）を支払った場合	

生命保険料控除（⑮）

年間支払保険料	控除計算
15,000円以下	支払保険料等の金額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2＋7,500円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料等×1/4＋17,500円
70,000円超	35,000円（上限）

年間支払保険料	控除計算
12,000円以下	支払保険料等の金額
12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1/2＋6,000円
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1/4＋14,000円
56,000円超	28,000円（上限）

各区分ごとに上の計算式により額を算出してください。

①新生命保険料の計		※上限28,000円
②旧生命保険料の計		※上限35,000円
両方ある場合①＋②		※上限28,000円
一番大きい額を記入 ↓		
一般生命保険料控除額		
③新個人年金保険料の計		※上限28,000円
④旧個人年金保険料の計		※上限35,000円
両方ある場合③＋④		※上限28,000円
一番大きい額を記入 ↓		
個人年金保険料控除額		
介護医療保険料控除額		※上限28,000円

一般生命保険料控除額＋個人年金保険料控除額＋介護医療保険料控除額 → ※上限70,000円

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

地震保険料控除（⑯）

支払った年間地震保険料	控除計算	算出額
	支払った地震保険料×1/2	

※上限25,000円

支払った旧長期損害保険料	控除計算	算出額
5,000円以下	支払保険料等の金額	
5,000円超 15,000円以下	支払保険料等×1/2＋2,500円	
15,000円超	一律10,000円	

※上限25,000円

※ひとつの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、どちらか片方のみとなります。控除額の大きい方を記入してください。
※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

基礎控除（㉕）

合計所得金額により控除額が異なります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

該当の控除額

一般的な市民税・県民税の計算方法（分離課税所得や、配当割・株式等譲渡所得割額などがある場合は、計算が異なります。）

前年の収入金額 － 必要経費 ＋ 公的年金等控除 ＋ 給与所得控除 ⇒ 総所得金額 － 所得控除 ⇒ （千円未満切捨て）課税標準額 × 税率（市民税 6%／県民税 4%） ⇒ 算出所得割額 － 調整控除額 － 税額控除等 ⇒ 所得割額 ＋ 均等割額（国税 森林環境税 1,000円／市民税 3,000円／県民税 1,700円） ⇒ 市・県民税徴収額

※ 令和6年度から、森林環境税(国税1,000円)が、均等割額とあわせて徴収されています。

令和 8 年度 市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書 表

今治 市町村長殿

提出年月日：年 8 月 3 日 8

現住所	今治市〇〇町〇丁目△番□号
1月1日現在の住所	同上
フリガナ	イマバリ タロウ
氏名	今治 太郎
生年月日	S〇/〇/〇
世帯主の氏名	今治 太郎
続柄	本人

行政区番号	
世帯番号	
宛名番号	
業種又は職業	公務員
電話番号	0898 - 〇〇 - 〇〇〇〇
個人番号	〇〇〇〇△△△△□□□□

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	源泉徴収票のとおり	500,000円		円
	国民健康保険税	183,000		
	国民年金保険料			
	合計			833,000円
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	100,000円
	新個人年金保険料の計	円	旧個人年金保険料の計	100,000円
	介護医療保険料の計	円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	50,000円	旧長期損害保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除（□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還）		⑱ □ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

1	フリガナ	イマバリ サブロウ	障害の程度	普通
	氏名	今治 三郎		
	個人番号	△△△△□□□□○○○○		
2	フリガナ		障害の程度	
	氏名			
	個人番号			

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者 フリガナ	イマバリ ハナコ	生年月日	S△/△/△
氏名	今治 花子	配偶者の合計所得金額	0円
個人番号	△△△△○○○○□□□□	□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

1	フリガナ	イマバリ サブロウ	生年月日	S〇/〇/〇	同居・別居の区分	同居	続柄 父
	氏名	今治 三郎					特親
	個人番号	△△△△□□□□○○○○	控除額	45 万円			
2	フリガナ	イマバリ サクラコ	生年月日	H〇/〇/〇	同居・別居の区分	同居	続柄 子
	氏名	今治 桜子					特親 〇
	個人番号	□□□□○○○○△△△△	控除額	41 万円			
3	フリガナ		生年月日		同居・別居の区分		続柄
	氏名						特親
	個人番号		控除額	万円			
4	フリガナ		生年月日		同居・別居の区分		続柄
	氏名						特親
	個人番号		控除額	万円			

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に〇を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	フリガナ	イマバリ ジロウ	生年月日	R〇/〇/〇	同居・別居の区分	同居	続柄 子
	氏名	今治 二郎					
	個人番号	〇〇〇〇□□□□△△△△					
2	フリガナ		生年月日		同居・別居の区分		続柄
	氏名						
	個人番号						
3	フリガナ		生年月日		同居・別居の区分		続柄
	氏名						
	個人番号						

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「１２」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等 250,000円	保険金などで補塡される金額 50,000円	

1 収入金額等	事業等	ア	1,000,000円
	農業	イ	
	不動産	ウ	2,000,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	3,000,000
	雑 公的年金等	キ	2,000,000
	雑 業務	ク	
	雑 その他	ケ	
	雑 総合譲渡 短期	コ	
	雑 総合譲渡 長期	サ	
	一時	シ	
2 所得金額	事業等	①	300,000
	農業	②	
	不動産	③	1,250,000
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	1,920,000
	雑 公的年金等	⑦	900,000
	雑 業務	⑧	
	雑 その他	⑨	
	雑 合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	900,000
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	4,370,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	833,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	70,000
	地震保険料控除	⑯	25,000
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	260,000
	配偶者（特別）控除	㉑～㉒	330,000
	扶養控除	㉓	450,000
	特定親族特別控除	㉔	410,000
	基礎控除	㉕	430,000
	⑬から㉕までの計	㉖	2,808,000
	雑損控除	㉗	
	医療費控除 区分	㉘	100,000
	合計（㉖＋㉗＋㉘）	㉙	2,908,000

セルフメディケーション税制を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等にかかる所得以外（令和 8 年４月１日において６５歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

☑ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

収入金額等及び所得金額（**申告書裏面の明細も記入してください**）

ア	営業等	裏面「7事業・不動産所得に関する事項」参照。 ※収支内訳書を記入し、添付してください。
イ	農業	
ウ	不動産	
エ	利子	公社債、預金利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得です。 ただし、次の所得については課税されませんので申告する必要はありません。 (1) 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 (2) 所得税で非課税とされる障害者等の小額預金などの利子所得
オ	配当	記入例裏面「8配当所得に関する事項」参照。 ※住民税を源泉徴収された上場株式は原則申告不要ですが、申告される場合には裏面の備考中の「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」にもご注意ください。
カ	給与	給与、賃金、賞与などを記入してください。 給与所得金額の速算表・・・給与等に係る収入金額に応じて次により計算します。

給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額 から	まで	給与所得の金額	求める金額
円	円		円	円	給与等の収入金額の合計額を「A」で割って千円未満の端数を切り捨てる（算出金額：A）	
			1,900,000	3,599,999		「A×2.8－80,000円」
0	650,999	0円	3,600,000	6,599,999		「A×3.2-440,000円」
651,000	1,899,999	給与等の収入金額の合計額 - 650,000円	6,600,000	8,499,999		「収入金額×0.9-1,100,000円」
			8,500,000円以上			「収入金額-1,950,000円」

※源泉徴収票の写しを申告書に添付して提出してください。

※次に記載の「所得金額調整控除Ⅰ」及び 裏面15の「所得金額調整控除Ⅱ」にも注意してください。
（「2 所得金額」中、⑥の給与の所得金額には、所得金額調整控除後の額を記入してください。）

※給与所得と公的年金等の雑所得の両方ある人（所得金額調整控除Ⅰ）

給与所得と公的年金等の雑所得の両方があり、その合計金額が10万円を超える場合、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

（計算式）所得金額調整控除＝（給与所得金額※ ＋ 公的年金等の雑所得の金額※）－10万円
※10万円を超える場合は10万円

キ、ク、ケ	雑	雑所得とは、他のいずれの所得にも該当しない所得をいいます。 年金の収入もこの区分に含まれます。 裏面「9雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も参照。 ①公的年金等の速算表・・・公的年金等に係る収入金額に応じて次により計算します。

(1) 65歳未満（令和8年度(令和7年分)は、昭和36年1月2日以後生まれ）

公的年金の収入（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超 2,0000万円以下	2,000万円超
130万円以下	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円
130万円超 410万円以下	(A)×75% -27.5万円	(A)×75% -17.5万円	(A)×75% -7.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×85% -68.5万円	(A)×85% -58.5万円	(A)×85% -48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95% -145.5万円	(A)×95% -135.5万円	(A)×95% -125.5万円
1,000万円超	(A)-195.5万円	(A)-185.5万円	(A)-175.5万円

(2) 65歳以上（令和8年度(令和7年分)は、昭和36年1月1日以前生まれ）

公的年金の収入（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円以下	1,000万円超 2,0000万円以下	2,000万円超
330万円以下	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円
330万円超 410万円以下	(A)×75% -27.5万円	(A)×75% -17.5万円	(A)×75% -7.5万円
410万円超 770万円以下	(A)×85% -68.5万円	(A)×85% -58.5万円	(A)×85% -48.5万円
770万円超 1,000万円以下	(A)×95% -145.5万円	(A)×95% -135.5万円	(A)×95% -125.5万円
1,000万円超	(A)-195.5万円	(A)-185.5万円	(A)-175.5万円

※源泉徴収票の写しを申告書に添付して提出してください。

②公的年金以外の雑所得（裏面「9雑所得(公的年金等以外)に関する事項」参照。）
（公的年金以外の雑収入金額）-（必要経費）

※2年前の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える人は、収支内訳書を記入し、添付してください。

コ、サ	総合譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こっとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。 総合長期（短期）譲渡所得の金額＝ 譲渡価格 －（取得費＋譲渡費用）－ 特別控除額 ※長期譲渡所得は、その2分の1が他の所得に合算されます。

区分	内容
長期譲渡所得	所有期間が5年を超える資産 自己の研究の成果である特許権、実用新案権、自己の著作に係る著作権等（所有期間を問わない）
短期譲渡所得	所有期間が5年以下の資産

シ	一時	生命保険や郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当選金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。 一時所得の金額＝（一時収入金額）-（その収入を得るために支出した金額）-（特別控除額） ※特別控除額は50万円ですが、「その収入を得るために支出した金額」を引いた残額が50万円より少ない場合はその残額となります。 ※総所得金額を計算する場合、一時所得金額の2分の1相当額が他の所得と総合されます。

			控除額等
⑰	寡婦控除	①あなたが離婚した後婚姻をしておらず、子以外の扶養親族がおり、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合 ②あなたが夫と死別した後婚姻をしておらず、ひとり親にも該当せず、かつ、合計所得金額が500万円以下の場合 ※あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にある（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある等）と認められるものがいないことも条件です。	□ 該当 → 260,000円
⑱	ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、あなたが総所得金額58万円以下の子と生計を一にしており、かつあなたの合計所得金額が500万円以下の場合 ※あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にある（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある等）と認められるものがいないことも条件です。	□ 該当 → 300,000円
⑲	勤労学生控除	あなたが学生・生徒で、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得にかかる金額が10万円以下の場合	□ 該当 → 260,000円
⑳	障害者控除	あなたが障害者である場合又は、あなたの同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合 （主な障害区分の参考） 手帳の種類 ／ （普通）障害者 ／ 特別障害者 精神障害者保健福祉手帳 ／ 右以外 ／ 障害等級が1級 身体障害者手帳 ／ 右以外 ／ 障害の程度が1級又は2級 療育手帳 ／ B ／ A	＜障害者1人あたり＞ （普通）障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 ※**同居特別**障害者の場合は、上の30万円に23万円を加算します。 □

㉑～㉒ 配偶者控除及び配偶者特別控除額の一覧表

配偶者の合計所得金額 ＼ 納税義務者の合計所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超 ～ 95万円	33万円	22万円	11万円
	95万円超 ～ 100万円	33万円	22万円	11万円
	100万円超 ～ 105万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 ～ 110万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 ～ 115万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 ～ 120万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 ～ 125万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 ～ 130万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 ～ 133万円	3万円	2万円	1万円

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用がありません。
※夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。

左の一覧表から判定 → □

※配偶者特別控除は、あくまで所得控除を認めるものであり、扶養人数には含まれません。

㉔ 特定親族特別控除

あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満（平成15年1月2日生から平成19年1月1日生まで）の親族がおり、その者が配偶者や専従者に該当せず、合計所得金額が58万超123万以下の場合。
他の方と重複することもできません。

	合計所得金額	控除額
特定親族特別控除	58万円超 ～ 95万円	45万円
	95万円超 ～ 100万円	41万円
	100万円超 ～ 105万円	31万円
	105万円超 ～ 110万円	21万円
	110万円超 ～ 115万円	11万円
	115万円超 ～ 120万円	6万円
	120万円超 ～ 123万円	3万円

※特定親族特別控除は、あくまで所得控除を認めるものであり、扶養人数には含まれません。

左の一覧表から判定 → □

６給与所得の内訳

事業所ごとに収入金額等を記入してください。（源泉徴収票の写しを添付して提出してください。）

１１事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や親族のうち、あなたの事業（白色の場合）に1年間のうち6ヶ月を超える期間専ら従事していた人（事業専従者）について事業所得金額から次の①、②のいずれか少ないほうの金額を控除できます。
①配偶者は86万円、その他の親族は1人につき50万円
②事業所得金額÷（事業専従者数＋1）
※事業専従者とした人を配偶者控除、扶養控除の対象とすることはできません。
※控除額は、あなたの事業所得算出時の必要経費となりますが、専従者の方は給与収入とみなされます。
※事業専従者とした人の個人番号も記入してください。
※次の（ⅰ）～（ⅲ）の期間は、専ら従事することが妨げられないと認められる事情にない場合には、原則、専ら従事する期間に含まれません。
（ⅰ）学生又は生徒である者
（ⅱ）他に職業を有する者
（ⅲ）老衰その他心身の障害によりその事業に従事する能力が著しく阻害されている者

１４寄附金に関する事項

寄附先が発行する寄附金受領証を参考に寄附金合計欄には支払総額を、各区分にはそれぞれの支払金額を記入してください。
※ふるさと納税（ワンストップ特例分を含む）を申告される場合は、特例控除対象の欄に記入してください。
ワンストップ特例分は、申告すると当該特例の適用がなくなりますので、申告の際はワンストップ特例分も含めて申告してください。

１５所得金額調整控除に関する事項　（所得金額調整控除Ⅱ）

あなたの給与等の金額が850万円を超え、下の①～③のいずれかに該当する場合、給与所得の金額から下の計算式での算出した額が給与所得の金額から控除されますので、下の①～③の対象となる人を記入してください。
①特別障がい者に該当する
②年齢23歳未満の扶養親族を有する
③特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

（計算式）所得金額調整控除額＝（給与等の収入（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

			控除額等
㉓	扶養控除	扶養親族とは下の①～④のいずれにも該当する者です。他の方と重複して扶養することはできません。 ①配偶者以外の親族、児童福祉法の規定により里親に委託された児童（18歳未満）、老人福祉法の規定により委託された老人（65歳以上）で、あなたと生計を一にしている者 ②青色事業専従者給与の支払を受けていない ③事業専従者に該当しない ④合計所得金額が58万円以下	□ 下の一覧表から判定

扶養親族の年齢	生年月日	区分		控除額
0歳～15歳	平成22年1月2日以降	年少扶養親族		0円
16歳～18歳	平成19年1月2日から平成22年1月1日まで	一般の控除対象扶養親族		330,000円
19歳～22歳	平成15年1月2日から平成19年1月1日まで	特定扶養親族		450,000円
23歳～69歳	昭和31年1月2日から平成15年1月1日まで	一般の控除対象扶養親族		330,000円
70歳以上	昭和31年1月1日以前	老人扶養親族	同居老親等	450,000円
			上記以外	380,000円

６給与所得の内訳

① 事業所種別	
勤務先所在地	今治市別宮町一丁目４番地１
勤務先名	今治市役所
事業所番号	
収入合計額	3,000,000円
② 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出して下さい。

１１事業専従者に関する事項

1	フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	円
	個人番号		従事月数		
2	フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	円
	個人番号		従事月数		
3	フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	円
	個人番号		従事月数		
所得税における青色申告の承認の有無			合計額		

１４寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

１５所得金額調整控除に関する事項

フリガナ / 氏名		続柄		生年月日		特別障害者に該当する場合	
		個人番号				別居の場合の住所	

裏

７事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	「支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
漁業	収支内訳書１のとおり	1,000,000円	700,000円	円
不動産	収支内訳書２のとおり	2,000,000	750,000	

８配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		

９雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
	円	円

１０総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。				合計	イ＋〔（ロ＋ハ）×1/2〕	ニ

１３事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類
	損失額、被災損失額（白） 円
前年中の開廃業	
□ 他都道府県の事務所等	

１２別居の扶養親族等に関する事項

1	フリガナ / 氏名	個人番号 / 住所	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
2	フリガナ / 氏名	個人番号 / 住所	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払
3	フリガナ / 氏名	個人番号 / 住所	国外居住	□ 配偶者 □ 30歳未満又は70歳以上 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払

その他の事項・備考欄

農業	分離肉用牛	円	免税所得	円
備考				

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

		控除額等
㉗	雑損控除	災害、盗難、又は横領によって、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が保有する住宅、家財、現金等に損失が生じた場合で、次の①と②のうちいずれか多い方の金額を控除します。 ①（損害金額－保険金等で補填される金額）－総所得金額等×10% ②災害関連支出額－5万円 ※災害関連支出とは、災害に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出	①又は②の多い方 □
㉘	医療費控除	医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を記入し提出してください。 ※いずれか一方の選択適用となります。 ※医療費通知を使われる方は、明細書該当欄に記入するとともに、原本を提出してください。 ①医療費控除　（上限200万円） （支払った医療費等－保険等で補填される金額）－（総所得金額の5%と10万円との少ない方） ②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）（上限8万8千円） （支払った対象医療品購入費－保険等で補填される金額）－12,000円	セルフメディケーション税制の適用を選択した場合は、㉘左の「区分」欄に「1」と記入してください。 ①又は②の選択 □

※住宅借入金等特別控除については、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額が住民税で控除される（所得税の課税標準額による上限有り。）ため、所得税についての申告書（確定申告書等）の提出を税務署等にしてください。

７事業・不動産所得に関する事項

事業所得	営業等所得	・卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業、保険業、不動産業、運輸通信業、サービス業などの所得 ・大工、外交員、音楽教師、集金人、漁業、内職などの所得
	農業所得	米、麦、野菜、花、果実、繭、家畜、酪農品収穫・販売などの所得
不動産所得		貸家、アパート、貸店舗、駐車場の貸付、地代などの所得

事業所得・不動産所得の申告には、各区分ごとに収支内訳書を記入し提出してください。

８配当所得に関する事項

配当所得	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得

「収入金額」は、源泉徴収税額が差し引かれる前の金額です。「必要経費」とは、株式を購入したり出資したりするために借り入れられた負債にかかる利子です。
配当所得で、所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%を源泉徴収されているものに関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。
（この欄で申告することにより総合課税となりますので、注意が必要です。）
配当所得の申告をされるときは、「配当金計算書」等を添付してください。

９雑所得（公的年金等以外）に関する事項

業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得
その他	生命保険などの年金（個人年金）、互助年金などの所得

個人年金などは、掛金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは郵便局、生命保険会社などが発行する支払証明書等を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは、各項目ごとに収入から必要経費（交通費・資料作成費など）を差し引いてください。
※2年前の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える人は、収支内訳書を記入し提出してください。

１０総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

（注）土地・建物等に係る譲渡所得は分離課税です。

総合課税の譲渡所得	機械、ゴルフ会員権、漁業権、自動車、貴金属などの資産の譲渡による所得
	コ：短期譲渡所得…取得の日以降、原則保有期間が5年以下の資産の譲渡による所得
	サ：長期譲渡所得…取得の日以降、原則保有期間が5年を超える資産の譲渡による所得

各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

１２別居の扶養親族等に関する事項

表面記載の扶養親族等のうち、同居していない者について記入してください。
国外居住者の場合には、確認書類が必要となりますので、区分に応じてチェックを入れてください。

非居住者の扶養控除等に係る確認書類（日本語でない場合は訳文を含む）
年末調整等で扶養を追加する場合、以下の区分に応じた書類が必要です。
年末調整等以外で非居住者を追加する場合も、以下と同じ書類の提示・提出が必要です。

非居住者である親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳未満		「親族関係書類」	「送金関係書類」
16歳以上30歳未満又は70歳以上		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」	「38万円送金書類」
	（上記①～③以外の者）	（扶養控除の対象外）	

非居住者の配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類（日本語でない場合は訳文を含む）
年末調整等で配偶者控除等を追加する場合、以下の区分に応じた書類が必要です。
年末調整等以外で非居住者の配偶者控除等を追加する場合も、以下と同じ書類の提示・提出が必要です。

適用を受けようとする控除	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
配偶者控除、配偶者特別控除	「親族関係書類」 ※源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び「送金関係書類」
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」

その他の事項・備考欄

特例条文等を備考欄に記入してください。

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を忘れずに記入してください。